建築工事特記仕様書

令和８年４月版

千葉市都市局建築部営繕課

建築工事特記仕様書（令和８年４月版）

Ⅰ　工事概要

１　工事名称：幕張駅北口自転車駐輪場新築工事

２　工事場所：千葉市花見川区幕張町６丁目９９番１１外１１筆

３　敷地面積：337.37 ㎡

４　構造規模：建築面積：252.88 ㎡、延床面積：493.12 ㎡

棟名称	構造	階数	建築面積（㎡）	延床面積（㎡）	消防法施行令別表第一	防火対象物
自転車駐輪場	鉄骨造	2	252.88	493.12	(13)項イ	・特定　・非特定
						・特定　・非特定
						・特定　・非特定
						・特定　・非特定
						・特定　・非特定
						・特定　・非特定
						・特定　・非特定

５　別途工事：　電気設備工事

・他工事との取合いは別図による。

６　そ の 他：

Ⅱ　工事仕様

１　共通仕様

特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の
「公共建築工事標準仕様書　（建築工事編）（令和７年版）」（以下「建標」という。）、
「公共建築工事標準仕様書　（電気設備工事編）（令和７年版）」（以下「電標」という。）、
「公共建築工事標準仕様書　（機械設備工事編）（令和７年版）」（以下「機標」という。）、
「公共建築改修工事標準仕様書　（建築工事編）（令和７年版）」（以下「建改標」という。）、
「公共建築改修工事標準仕様書　（電気設備工事編）（令和７年版）」（以下「電改標」という。）、
「公共建築改修工事標準仕様書　（機械設備工事編）（令和７年版）」（以下「機改標」という。）、
「建築物解体工事共通仕様書（令和４年版）・同解説（令和５年版）」（以下「解共」という。）
「公共建築木造工事標準仕様書（（令和７年版）（以下「木仕」という。）
による。

２　特記仕様

（１）一般共通事項（全工事共通事項）の項目は全て適用する。
（２）一般共通事項（選択事項）の項目は、番号に□印の付いたものを適用する。
（３）特記事項は、原則すべて適用する。「・」は、□印の付いたものを適用する。
　（□印が付かない場合は　※印のついたものを適用する。）
（４）項目下部に記載の（　　．．　）内の表示番号は、共通仕様の該当項目又は当該図表を示す。
（５）製造所名は、五十音順とし「株式会社」等の記載は省略する。また（　）内は製品名を示す。

３　適用基準等

（１）「建築工事標準詳細図」	（令和４年版）	国土交通省大臣官房官庁営繕部
（２）「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）」	（令和７年版）	国土交通省大臣官房官庁営繕部
（３）「公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）」	（令和７年版）	国土交通省大臣官房官庁営繕部
（４）「営繕工事写真撮影要領」	（令和５年版）	国土交通省大臣官房官庁営繕部
（５）「工事写真撮影ガイドブック建築工事編及び解体工事編」		国土交通省大臣官房官庁営繕部
（６）「工事写真撮影ガイドブック電気設備工事編」		国土交通省大臣官房官庁営繕部
（７）「工事写真撮影ガイドブック機械設備工事編」		国土交通省大臣官房官庁営繕部

項　目	特　記　事　項
1　一般共通事項（全工事共通事項）	
1　工事実績情報の登録 （建標、電標、機標1.1.4）	請負金額500万円以上の工事については、受注、変更及び竣工登録を行う。
2　施工体制台帳 （建標 電標 機標1.1.5）	施工体制台帳、作業員名簿及び施工体系図の作成等については、千葉市の「下請負の適正化に関する指導指針」に従って行い、写しを監督職員に提出する。
3　環境への配慮 （建標、電標、機標1.4.1）	（1）本工事に使用する建物内部の建築材料は、揮発性有機化合物の放散が極めて少ないものとする。 　また、ホルムアルデヒド発散建築材料については、F☆☆☆☆使用を原則とし、該当する材料がない場合は安全データシート等の安全性を確認できる資料を提出し、監督員の承諾を得ること。 （2）千葉市グリーン購入推進方針に基づき、環境負荷を低減できる機材の選定に努める。 　公共工事（資材、建設機械、設備、目的物、工法）
4　工事関係図書	工事関係図書は、工事中、監督職員から請求があったときは、速やかに提出できるようにするとともに、完成時には、工事関係図書一式を監督職員に提出すること。
5　工事の保険	（1）受注者は工事のすべての物件に対して、工事目的物に相当する妥当な金額の火災保険・建設工事保険等に加入し、契約書の写しを監督職員に提出する。 　なお、原則として保険加入期間は、工事着手日から工事目的物の引き渡しまでとする。 （2）本工事において、受注者は公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（法定外の労災保険）に附さなければならない。
6　公共工事の実施に伴う環境負荷の低減	千葉市役所環境方針に従い、公共工事の実施に伴う環境負荷の低減として取り組む項目は下記のとおりとし、可能な範囲で環境配慮に努めること。 （1）資材・廃土運搬時の環境配慮 （2）工事実施時の騒音・振動の低減への配慮 （3）基礎工事実施時の地下水汚染及び土壌汚染防止への配慮 （4）建設副産物の発生抑制及び再利用の推進
7　施工中現場への安全パトロールについて	工事期間中に、千葉市建設工事安全対策委員会設置要綱、千葉市建設工事安全対策委員会運営要領及び建築部事故防止巡回班規約に基づく、建築部事故防止巡回班の安全パトロールが実施される場合又はその他臨時に安全パトロールが実施される場合は、当該パトロールに協力し、危険箇所及び作業等の改善すべき事項が指摘された場合は、速やかに改善を図るものとする。 施工にあたっては、千葉市建設工事等安全対策委員会建築部会が定める「安全対策重点項目」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。 なお、別途監督職員が指示する「安全対策重点項目」について、工事関係者が見やすい場所に掲示するものとする。
8　安全訓練等の実施	「建築工事安全施工技術指針」及び「公共工事の発注における工事安全対策要綱」に従い、工事の安全確保に努めるとともに、工事着手後、原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割当てて、安全訓練等を実施し、その実施状況を記録した資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、直ちに提示できる体制とすること。
9　低入札価格工事における下請負人のしわ寄せ防止	低入札価格調査制度対象工事において、元請負人と一次下請負人の間で交わされる下請契約について、建設業法に基づく契約であることを確認するため、「下請契約の適正化に関する点検表」に基づき、元請負人、一次下請負人別に点検を行うものとする。点検は、一次下請工事の施工前及び施工後の段階ごとで、一次下請負人１者につき、各１回行う。点検結果についてはその都度監督職員へ提出するものとする。 なお、元請負人、一次下請負人の記載事項に相違があった場合は、監督職員、元請負人の現場代理人、一次下請負人の主任技術者の出席による記載内容の聴取を実施するものとする。
10　総合評価落札方式による技術提案等	総合評価落札方式による工事において、技術提案書の取り扱いは下記による。 （1）技術提案に基づく施工 　受注者は、入札時に提示した技術提案等に基づき確実に施工するものとし、技術提案等による契約金額の変更は、行わないものとする。 （2）技術提案が履行されない場合の措置 　受注者の責により入札時の技術提案等が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとし

	て、工事成績評定を減じる措置をとることとし、未実施の技術提案等の項目ごとに５点を減じる。
11　工事における創意工夫等実施状況	受注者は工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目又は地域社会への貢献として評価できる項目について、工事完了までに所定の様式により提出することができる。
12　ワンデーレスポンスの実施	（1）本工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事である。
13　調査に対する協力	（1）受注者は発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に受注者に通知するものとする。 （2）受注者は当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。 ア　調査票等に必要事項を正確に記入し国に提出する等、必要な協力を行わなければならない。 イ　調査票等を提出した事業所を国が事後に訪問して行う調査・指導の対象に受注者がなった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。 ウ　正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は労働基準法等に従って就業規則を作成するとともに賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。 エ　当該工事の一部について下請け契約をする場合は、受注者は当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む）が前号と同様の業務を負う旨を定めなければならない。
14　過積載防止	「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」及びその他関係法令を遵守し、過積載のないよう下請業者、納入業者等を指導監督すること。
15　近隣への配慮	本工事の施工に際しては、工事による騒音、振動、安全対策等について、規制等を遵守するのはもちろんのこと、近隣に十分配慮し施工完了すること。近隣に対して工種、作業内容等を明示し理解と協力が得られるよう努めること。作業時間、搬出入経路の計画に当たっては、監督職員と協議し、作業内容を遵守すること。 （1）本工事関係車両等の付近公道での駐車及び待機は厳禁とする。また、場内、場外を問わず作業員がアイドリングした車内での休憩等することを禁ずる。 （2）本工事を起因とする付近道路の汚れ等は、速やかに清掃すること。 （3）喫煙が禁止されている場所及びその周辺では受動喫煙防止等に十分配慮すること。
16　VE 提案	制限付一般競争入札による工事においては、契約締結後に施工方法等の提案を受付ける。 VE 提案については、技術管理課ホームページ「契約後 VE 方式のページ」による。
17　施工図等の取扱	施工図等の著作権に係わる工事目的物等に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。
18　技術研修会の開催に対する協力	受注者は、千葉市及び関係団体から当該工事現場を使用した技術研修会の開催に関する依頼を受けた場合は、これに協力するものとする。
19　防振ゴム等の品質確保	東洋ゴム化工品(株)及びニッタ化工品(株)で製造された製品や材料を使用する場合は、第三者機関による品質を証明する書類を提出するものとする。
20　中間技術検査 (建標 電標 機標 1.6.2)	以下のいずれかの項目に該当する場合、実施する。 ただし、単純工事など中間技術検査の効果が期待できない工事については、別途工事検査室と協議のうえ、対象外とする場合がある（・該当：協議済により対象外　・非該当）。 （1）当初請負契約金額１億円以上かつ工期が６か月以上の工事 （2）「千葉市建設工事低入札価格取扱要領」に基づく調査において履行可能と判断し契約締結をした工事（対象外とした工事も含む） （3）工事担当課長が必要と認めた工事（・適用　・非適用） ※実施時期・回数は、監督職員の指示による。
21　社内検査	下記いずれかに該当する工事は、社内検査員届、社内検査員経歴書、品質確認書及び社内検査結果を記載した報告書を提出する。 （1）当初請負契約金額１億円以上の工事 （2）工事担当課長が必要と認めた工事（・適用　・非適用）

22　現場代理人の取扱い	本市が発注する建設工事で次に掲げる要件のすべてを満たしている場合は、現場代理人を3件まで兼任することができる。 （1）請負金額が9,000万円未満（建築一式工事以外は、請負金額4,500万円未満）であること （2）低入札価格調査基準価格を下回る価格により落札したものでないこと （3）特定建設工事共同企業体として契約するものでないこと （4）兼任する工事が国又は他の地方公共団体発注工事であって、当該工事の発注者から現場代理人の兼任に関して認められていること （5）兼任する工事の工事個所が千葉市内に限ること また、別敷地にて2件以上の工事を併せて発注する場合、一方の工事の請負金額が9,000万円以上（建築一式工事以外は、請負金額4,500万円以上）の場合は、現場代理人とは別に補助技術者（他の工事現場に常駐し連絡や指示等を行う者）を専任する。
23　監理技術者の取扱い	本工事において、監理技術者を専任配置する場合においては次の各号の要件をすべて満たす場合は、監理技術者を2件まで兼任することができる。 （1）建設業法第26条第3項第2号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。 （2）監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する者（建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者）のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補）又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。 （3）請負代金の額が2億円未満であること。 （4）低入札価格調査基準価格を下回る価格により落札し、契約するものでないこと。 （5）特定建設工事共同企業体として契約するものでないこと。 （6）公告又は指名若しくは見積通知書において、主任（監理）技術者の専任配置を求めているものでないこと。 （7）兼任する工事が、千葉市が発注する建設工事であること。
24　従事期間	現場代理人、主任技術者又は監理技術者の従事期間は、原則、契約期間とする。ただし、現場への専任を要しない期間を定める場合は、「監理技術者制度運用マニュアル（令和7年1月28日国不建技第147号）」を参考に、監督職員との協議により決定する。
25　デジタル工事写真	小黒板の電子化を行う場合は、現行の営繕工事写真撮影要領に準じて、下記の項目を全て実施する。 （1）受注者は、小黒板の電子化の導入に必要な使用機器については、営繕工事写真撮影要領「3.（3）撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」に記載している技術を使用する。 また、受注者は監督員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示する。 （2）受注者は、（1）の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、営繕工事写真撮影要領「3.（3）撮影方法」による。ただし、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。 （3）工事写真の取扱いは営繕工事写真撮影要領に準ずるが、（2）に示す小黒板情報の電子的記入については、営繕工事写真撮影要領「4. 編集の禁止」で規定されている写真編集には該当しない。 （4）受注者は納品時に、URL（https://www.jcomsia.org/kokuban）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報の電子的記入を行った写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。
26　設計変更	本工事において契約書の規定により行う、設計図書の変更手続きについては、「千葉市請負工事設計変更等ガイドライン」に基づき実施するものとする。
27　ウィークリースタンスの実施	本工事は、ウィークリースタンス実施対象工事である。実施に際しては、別に定める「ウィークリースタンス実施要領」に基づき実施するものとする。
28　建設キャリアアップシステム活用工事	本工事は、建設キャリアアップシステム（ＣＣＵＳ）活用工事に受注者の希望により設定できる工事である。実施に際しては、別に定める「千葉市建築工事建設キャリアアップシステム活用に関する工事試行要領」に基づき実施するものとする。

29　細目別内訳書の提出	千葉市建設工事請負契約約款第３条に規定する請負代金内訳書の直接工事費の記載方法は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「公共建築工事内訳書標準書式」における細目別内訳まで記載するものとする。なお、細目別内訳の書式及び提出日については監督職員と協議できるものとする。
30　工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知	落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）は、建設業法（昭和24年法律第100号）第２０条の２第２項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、千葉市長に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。
2　一般共通事項（選択事項）	
1　電気保安技術者 (建標1.3.3、電標1.3.2、機標1.3.2)	適用する。 ・ ・
2　施工条件 (建標1.3.5,電標1.3.3、機標1.3.3)	・隣地との調整を行うこと。(仮設・作業時間等) ・周辺環境への影響（騒音・振動・粉塵・臭気・土砂流出等）を十分配慮した施工を実施すること。 ・路上駐車による車両待機は絶対に行わないこと。 ・関係官公庁への届出等が必要な場合は、事前に打合せを行い、遅滞なく提出すること。 ・本工事周辺の道路、工作物、境界杭、設備等を破損、損傷させた場合は速やかに原状復旧を行うこと。 ・搬出車両は、道路を汚さないよう敷地内でタイヤを清掃した上で搬出すること。万一道路を汚した場合は、速やかに清掃すること。 ・本工事は、関連工事の入札が不調だった場合、工事を一時中止する可能性がある。
3　発生材の処理等 (建標1.3.11、電標1.3.9、機標1.3.9)	（１）建設副産物等 「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に従って適切に処理する。 ア　工事に伴う発生材の処分は、事前に「産業廃棄物処理計画書」を提出し監督職員の承諾を受ける。 「産業廃棄物処理計画書」の内容は、監督職員の指示による。 イ　請負金額100万円以上の工事について建設資材利用、建設副産物の発生・排出の量の大小及び有無にかかわらず、コブリス・プラスにより本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に含め各１部提出すること。 また、計画の実施状況（実績）については「再生資源利用実施書」「再生資源利用促進実施書」及び「コブリス・プラス工事登録証明書」を作成し、各１部提出する。 ウ　建設廃棄物の処理を委託する場合は、運搬あるいは処理について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、写しを提出すること。 エ　建設副産物処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」（副処：様式-1）を作成し、監督職員の確認を受け、１部提出すること。 オ　建設副産物の処理完了後速やかに「建設副産物処理調書」（副処：様式-2）を作成するとともに、処理が完了したことが分かる資料（取引証明書、受入伝票等）を添付し、監督職員に提出すること。 受注者は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により建設廃棄物の適正な処理を確認するとともに、監督職員から請求があった場合に、速やかに提示できるように常に整理しておくこと。 カ　舗装切断作業時における濁水は汚泥として処理を行うこと。 キ　再資源化等をする施設の名称と所在地 資材の種類 ／ 施設の名称 ／ 所　在　地 汚泥 ／ (株) 東都ＩＳＤ ／ 千葉県印旛郡酒々井町上岩橋字天神原1902番1 ※再資源化等をする施設を変更する際には監督職員と協議を行うこと ク　産業廃棄物の収集又は運搬に伴う運搬車両の表示及び書面の備え付け 産業廃棄物を自ら収集又は運搬する場合は、運搬する車両の車体の両側面に、以下の事項を鮮明に表示すること。また、必要事項を記載した書類を常時携帯すること。 （ア）産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する旨の表示（産業廃棄物運搬車等） （イ）排出事業者名（〇〇株式会社　等） また、収集運搬車両の表示状況及び書面の備え付け状況が確認できる写真を撮影すること。 （２）建設リサイクル法 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という。）第９条第１

項に規定する対象建設工事においては、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられる。

ア　特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置

建設リサイクル法第13条の規定に基づく書面については、契約締結時に発注者と受注者の間で確認される事項であり、原則、発注者が条件明示した方法により処理することとする。ただし、それにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

イ　受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を「再資源化等報告書」に記載し、監督職員に報告することとする。

（ア）再資源化等が完了した年月日

（イ）再資源化等した施設名称及び所在地

（ウ）再資源化等に要した費用

なお、書面に添付する[再生資源利用実施書]及び[再生資源利用促進実施書]は「コブリス・プラス」を用いて作成したものを使用するものとする。

ウ　請け負おうとする建設業者からの事前説明に関する事項

（ア）建設リサイクル法第12条で、対象建設工事を請け負おうとする建設業を営む者は、発注者に対し、対象建設工事の届出に関する事項を記載した「説明書」を提出し説明を行うこととする。

（イ）書面の提出は、契約に先立って行うこととする。

（ウ）書面は施工計画書に添付するものとする。

エ　分別解体の方法

	工程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	造成等	造成等の工事 ・有	・手作業 ・手作業・機械作業の併用
	基礎・基礎杭	基礎・基礎杭の工事 ・有	・手作業 ・手作業・機械作業の併用
	上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 ・有	・手作業 ・手作業・機械作業の併用
	屋根	屋根の工事 ・有	・手作業 ・手作業・機械作業の併用
	建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 ・有	・手作業 ・手作業・機械作業の併用
	その他	その他の工事 ・有	・手作業 ・手作業・機械作業の併用

（３）建設発生土の処分

ア　建設発生土の搬出

・発生土なし　　[・]発生土あり

[・]搬出あり　　名称及び所在地：山喜興業株式会社

市原市大桶上大月１番ほか23筆

受入れ時間帯　：8：00～16：30

仮置き等　　：事業敷地内

搬出調書等　　：

地質分析　　：　[・]する　　・しない

※搬出先を変更する際には監督職員と協議を行うこと

・搬出なし　　・構内指示の場所にたい積　　・構内指示の場所に敷き均し

イ　建設発生土の工事間利用

・利用あり　（　　建設工事、　　課発注）

ウ　建設発生土の搬出先への情報提供

受注者は、本工事から建設発生土を100㎥以上搬出する場合は、別紙様式により搬出前に搬出先の区市町村の建設発生土担当窓口あてに、建設発生土に関する情報を郵送・FAX等で提出しなければならない。なお、提出する情報は、監督職員の指示により、また、情報提出後速やかにその写しを監督職員に提出しなければならない。

エ　受注者は、本工事において土砂（土、砂利等）の搬入・搬出に係る運搬量が5,000㎥以上の場合は、「千葉市土砂運搬適正化対策要綱」に基づき書面又は図面により協議を行うこと。

[4]　材料・機材の品質等（建標、電標、機標1.4.2）

本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するもの、また、㈳公共建築協会が実施する「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」によって所要の品質性能を有することの評価を受けた材料・機材等を使用することとする。ただし、これによりがたい場合、JIS及び

	JAS マークの表示のない材料及びその製造者等は、次の（1）～（6）の事項を満たすものとする。 （1）品質及び性能に関する試験データが整備されていること （2）生産施設及び品質の管理が適切に行われていること （3）安定的な供給が可能であること （4）法令等で定める許可、認可、認定又は免許等を取得していること （5）製造又は施工の実績があり、その信頼性があること （6）販売、保守等の営業体制が整えられていること なお、これらの材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料又は外部機関（(社) 公共建築協会　他）が発行する資料等の写しを監督職員に提出して承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りではない。 また、備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は、監督職員の承諾を受ける。 ・機器仕様は、（ ・製造者の標準仕様　　・国土交通省仕様）とする。 ・機材等は、設計図書に定める品質及び性能と同等品以上とする場合あらかじめ監督職員の承諾を受ける。
5　技能士 (建標、機標 1.5.2)	適用する作業は下記による。 作業種別：　　職種：
6　見本施工の実施 (建標 1.5.5、電標 1.5.3、機標 1.5.4)	見本施工の部分・部品（　　）
7　化学物質の濃度測定 (建標 1.5.9、電標 1.5.7、機標 1.5.8)	施工完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン（教育施設に限る）、エチルベンゼン、スチレンの濃度を測定し、報告すること。 測定方法　・パッシブ法　・アクティブ法 着工前の測定　・行う 測定対象室　・図示　・室名（　） 測定箇所数　・図示　・箇所数（　） 報告の様式等については、監督職員との協議による。
8　完成図等 (建標 電標 機標 1.7.1) (表 1.7.1)	・完成図　二ツ折り製本　A4 版（縮刷版）　２部 ・保全に関する資料　２部 ・材料、機器完成図　部 ・保全情報システム入力シート　１部 ・電子納品　２組 千葉市都市局建築部の電子納品運用ガイドライン[建築工事・委託業務編]（令和５年４月版）による。 詳細は事前協議チェックシートにより監督職員と協議する。 施工に伴う保証書は、受注者、施工業者、メーカーの連名で３部提出する。（２部は写し可） （保証書） ・ ＿＿＿＿＿　工事目的物の引渡し日から　年間
9　概成工期	適用する　（　年　月　日）
10　設計 GL	・図示　・設計 GL　＝　現状 GL
11　工事用水	構内既存の施設　・利用できない　・利用できる（・有償　・無償） ※ただし、これに要する設備工事は本工事に含む
12　工事用電力	構内既存の施設　・利用できない　・利用できる（・有償　・無償） ※ただし、これに要する設備工事は本工事に含む
13　補助事業	本工事は国庫補助事業である。
14　週休２日促進工事	本工事は「千葉市建築工事における週休２日促進工事実施要領」に基づく、週休２日促進対象工事である。 ・完全週休２日（土日）Ⅰ型 受注者が工事着手前に「完全週休２日（土日）」に取り組む旨を発注者と協議したうえで取り組むことができる。取り組みを希望しない場合は、月単位の週休２日に取り組むものとする ・完全週休２日（土日）Ⅱ型 受注者が工事着手前に「完全週休２日（土日）」又は「月単位の週休２日」に取り組む旨を発注

	者と協議したうえで取り組むことができる。取り組みを希望しない場合は、通期の週休２日に取り組むものとする。
15　情報共有システム （建標、電標、機標1.1.5）	本工事は「千葉市建築工事における情報共有システム試行要領」に基づく、情報共有システム（以下「システム」という。）利用対象工事である。ただし、システム利用を希望する受注者希望型の受注者は、監督職員と協議した上で取り組むことができる。 なお、システムを利用する工事の工事関係書類は原則電子データとして取り扱うこととする。 ・発注者指定型　　・受注者希望型
16　遠隔臨場 （建標、電標、機標 1.1.14）	本工事は「千葉市建築工事における遠隔臨場試行要領」に基づく、遠隔臨場対象工事である。ただし、遠隔臨場を希望する受注者希望型の受注者は、監督職員と協議した上で取り組むことができる。 ・発注者指定型　　・受注者希望型
17　アスベスト含有建材の事前調査	大気汚染防止法の規定により、アスベスト含有建材の事前調査を実施すること。届出書等は環境規制課ホームページ「大気汚染防止法及び千葉市要綱に基づき必要な届出書等や作業時の注意事項」URL（https://www.city.chiba.jp/kankyo/kankyohozen/kankyokisei/asbestoishiwata.html#jizenntyousa）による。
18　共通費実態調査	本工事は、受注者による営繕工事の実施状況を費用の面から把握し、発注者における工事費積算に反映することを目的とした、共通費実態調査対象工事である。なお、調査票は国土交通省HP「公共建築工事　共通費実態調査」からダウンロードするものとする。
19　工期・工程等	本工事は、猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。 （１）作業不能日数：　５日間 （２）上記（１）は、環境省が公表する関東地方 千葉 千葉地点におけるWBGT値（気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）過去５年分（令和３年～７年）について、本工事の工期に対応する期間（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）に定める行政機関の休日及び夏季休暇（３日）を除く。）において、８時から１７時の間にWBGT値が３１以上となった時間を算定し、日数に換算したもの５年分を平均したもの。 （３）気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する関東地方 千葉 千葉地点におけるWBGT値が３１以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。））が（１）の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

3　仮設工事

1　監督員事務所

2　仮囲い等

	・仮囲い ・成形鋼板（・H = 2.0m　・H = 3.0m ） ・クロスゲート（・H = 1.8m、W = 3.0m ） ・シートゲート（・H = 1.8m、W = 6.0m　・H =　m、W =　m） ・パネルゲート（・H 2.0m、W =6.0m ） ・B 型バリケード（・H = 1.8m ） ・仮設通路　設置箇所　・図示による ・仮設便所　設置する ・交通誘導員　（・常駐　・必要に応じて）

3　足場等

（建標 2.2.4）	足場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の２の（２）手すり据置方式又は（３）手すり先行専用足場方式により行う。

4　土工事

1　埋戻し及び盛土

（建標 3.2.3） （表 3.2.1）	材料及び工法 ・A 種　施工箇所（　基礎　） ・B 種　施工箇所（　　） ・C 種　施工箇所（　　）、土質（　　）、受渡場所（　　） ・D 種　施工箇所（　　）

2　建設発生土の処理

（建標 3.2.5）	２　一般共通事項（選択事項）の 「３　発生材の処理等」による

5　地業工事

1　試験及び報告書

2　既製コンクリート杭

3　鋼杭地業

4　場所打ちコンクリート杭地業

5　砂利地業

（建標 4.6.2～3）	材料 ・再生クラッシャラン　・切込砂利　・切込砕石 砂利地業の厚さ ※60mm　・図示 範囲 ・基礎下、基礎梁下、土に接するスラブ下、土間コンクリート下 ・図示による　・

6　砂地業

7　捨コンクリート地業

（建標 4.6.4） （建標 6.14.1）	捨コンクリートの厚さ ※50mm　・図示 範囲 ・基礎下、基礎梁下、土に接するスラブ下 ・図示による　・ コンクリートの種類 ※普通コンクリート　・ 標準仕様書 表 6.2.1 以外のコンクリートを用いる場合 ・図示による　・ 設計基準強度 ※18N/mm² スランプ ※15cm 又は 18cm　・

8　床下防湿層

９　地盤改良(深層混合処理工法)

10　地盤改良

(建標4.7.2～3) (建標4.8.2～3)	材料 固化材の種類　・セメント固化材　・図示による 工法 方式 ・原位置混合方式　・図示による 改良体の設計基準強度(Fc)、改良対象土、改良範囲、改良厚さ ・図示による　・ 固化材の配合量を決定するための対象とする地層 ・図示による　・ 室内配合試験における一軸圧縮試験の供試体数 ・図示による　・ 改良工事完了後の試験 一軸圧縮試験の検査対象、コア採取方法、供試体数、検査方法 ・図示による　・ 六価クロム溶出試験 ・適用する　・適用しない

６　鉄筋工事

1　鉄筋

(建標5.2.1)

鉄筋の種類等（　・構造図による　）

種類の記号	呼び径(mm)	備考
・SD295	・D16以下	基礎・地中梁
・SD345	・D19以上	地中梁

2　溶接金網

(建標5.2.2)

鉄線の形状等（　・構造図による　）

種類	種類の記号	網目の形状、寸法、鉄線の径(mm)	使用部位
・溶接金網			

3　加工

(建標5.3.2)

鉄筋の折曲げ形状及び寸法

・構造図による　・鉄筋の折曲げ角度が90°未満の折曲げ内法直径(D)

（　　）以上

4　継手及び定着

(建標5.3.4)

鉄筋の継手の方法等（　・構造図による　）

部位	継手の方法		呼び径(mm)
柱及び梁主筋	・ガス圧接 ・溶接継手	・機械式継手 ・重ね継手	・
耐力壁の鉄筋	・重ね継手	・	・
基礎、耐圧スラブ、土圧壁	・重ね継手	・ガス圧接	・
上記以外（　　）	・重ね継手	・	・

継手位置

・図示による　・

柱及び梁主筋の重ね継手の長さ

・図示による　・

耐力壁の重ね継手の長さ

※標準仕様書5.3.4 (3)（ア）による

・図示による　・

・先組み工法等で、柱及び梁の主筋のうち、隣り合う継手を同箇所に設ける場合

・図示による　・

鉄筋の定着長さ

	※標準仕様書 表5.3.4による ・図示による　　・ 標準仕様書5.3.4(5)(イ)の場合の折り曲げ定着の方法 ※標準仕様書 図5.3.3により5.3.4(5)(イ)を全て満足する ・ 機械式定着工法 ・適用する　　・適用しない 適用箇所　・図示による　　・ 種類　　・図示による　　・

5　鉄筋のかぶり厚さ及び間隔(溶接金網含む)

(建標5.3.5)	最小かぶり厚さ(目地底から算出を行う) ※標準仕様書 表5.3.6による 柱及び梁の主筋にD29以上の使用の有無 ・有り　使用箇所（　　） 主筋のかぶり厚さを径の1.5倍以上確保する 軽量コンクリートの適用の有無 ・有り　使用箇所（　　） ・最小かぶり厚さに加える厚さ　（　　）mm 耐久性上不利な個所の有無(塩害等を受けるおそれのある部分等) ・有り　使用箇所（　　） ・最小かぶり厚さに加える厚さ　（　　）mm ・ ・図示による

6　各部配筋

(建標5.3.7)	各部配筋 ・図示による　　・

7　圧接完了後の圧接部の試験

(建標5.4.10～11)	抜取試験 ・図示による ・引張試験 試験方法等　・図示による　　・

8　機械式継手

9　溶接継手

7　コンクリート工事

1　コンクリートの類別等

(建標6.2.1～6.2.4) (建標6.10.2) (表6.2.1～2)	コンクリートの種類 ※Ⅰ類(JIS A 5308への適合を認証されたコンクリート) ・Ⅱ類(JIS A 5308に適合したコンクリート) ・普通コンクリート（・構造図による）

設計基準強度(N/mm²)	スランプ(cm)	適用箇所
・18　・21	※15又は18	基礎、基礎梁、スラブ

・建築基準法第37条第二号の規定に基づき認定を受けたコンクリート
適用箇所(　　)

2　構造体コンクリートの仕上がり

(建標6.2.5) (表6.2.4～5)	合板せき板を用いるコンクリートの打放し仕上げ

種別	適用箇所
・A種	・図示による　　・
・B種	・図示による　　・地中基礎部
・C種	・図示による　　・

コンクリートの仕上げの平たんさ

種別	適用箇所
・a 種	・図示による　　・
・b 種	・図示による　　・
・c 種	・図示による　　・

3　セメント

(建標 6.3.1)	種類 ※普通ポルトランドセメント、高炉セメント A 種、シリカセメント A 種又はフライアッシュセメント A 種 適用箇所　(※下記以外全て　　・　　) ・高炉セメント B 種 適用箇所　(　　) ・フライアッシュセメント B 種 適用箇所　(　　) ・普通エコセメント 適用箇所　(　　)

4　骨材

(建標 6.3.1)	フェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ細骨材及び電気炉酸化スラグ骨材 ・使用する　　適用箇所(・　　) ・使用しない 再生骨材 H(普通エコセメントを使用するコンクリート) ・使用する　　適用箇所(・　　) ・使用しない アルカリシリカ反応性による区分 ※A　　・B

5　混和材料

(建標 6.3.1～2)	混和材料の適用及び種類 ・混和剤 混和剤の種類 ※標準仕様書 6.3.1(4)(a)による　　・ ・混和材 混和材の種類 ※標準仕様書 6.3.1(4)(b)による　　・ 標準仕様書 6.3.2(イ)(f)の①～③以外の混和材料 使用方法及び使用量 ※監督職員の承諾による　　・

6　コンクリートの調合

(建標 6.3.2)	調合管理強度 構造体極度補正値(S) ※標準仕様書 表 6.3.2 による ・図示

7　打継ぎの位置、ひび割れ誘発目地、打継目地

(建標 6.6.4) (建標 6.8.1) (建標 9.7.3)	打継ぎの位置 梁及びスラブ ※スパンの中央又は端から 1/4 の付近 ・図示による　　・ 柱及び壁 ※スラブ、壁梁又は基礎の上端 ・図示による　　・ 目地の寸法 ※標準仕様書 9.7.3(1)(ア) ・図示による　　・ ひび割れ誘発目地の位置、形状

	・図示による　　・

8　打増し厚さ（打放し仕上げ部）

9　型枠

(建標6.8.2) (建標6.8.4)	せき板の材料 ※標準仕様書6.8.2(1)(ｱ)、(ｲ)による ・合板(厚さ：※12mm　　・　　) ・ ・断熱材を兼用した型枠 使用箇所 ・図示による　・ ・MCR工法用シート 適用箇所 ・図示による　・ スリーブの材種・規格等 ・図示による　　・

10　軽量コンクリート
11　寒中コンクリート
12　暑中コンクリート
13　マスコンクリート
14　無筋コンクリート
15　流動化コンクリート
16　高流動コンクリート

8　鉄骨工事

1　鉄骨製作工場

(建標7.1.3)	鉄骨製作工場の加工能力 ・国土交通大臣から構造方法等の認定を取得している鉄骨製作工場又は同等以上の能力のある工場 (　J　)グレード以上 ・監督職員の承諾する工場

2　施工管理技術者

(建標7.1.3) (建標7.1.4)	鉄骨製作工場における施工管理技術者 ・適用する

3　鋼材

(建標7.2.1) (建標7.2.10)	種類等 ・構造特記による (種類の記号 / 適用箇所(主要な部分) / 規格：・JISによる　・) 形状及び寸法 ・図示による　　・ 板厚方向に引張力を受ける鋼材の試験 ・行う　(適用箇所：　　)　　・行わない

4　高力ボルト

(建標7.2.2) (建標7.3.2) (建標7.4.2) (建標7.4.7) (建標7.12.5)	高力ボルトの種類 ・トルシア形高力ボルト ・JIS形高力ボルト ・溶融亜鉛めっき高力ボルト ・建築基準法に基づき認定を受けた高力ボルト ボルトの寸法 ねじの呼び　・図示による　　・ ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等 ・図示による　　・

	摩擦面の性能及び処理 ・すべり試験 試験の方法等 ・図示による　　・ ・溶融亜鉛めっき面の摩擦面の処理方法 ※標準仕様書 7.12.5(1)(ｱ)、(ｲ)による ・ JIS 形高力ボルトの締付け(本締め) ナット回転法の場合で、ボルトの長さがねじの呼びの 5 倍を超える場合の回転量 ・図示による　　・

5　普通ボルト

(建標 7.2.3) (建標 7.3.2) (建標 7.3.8)	ボルト及びナットの材料 ※標準仕様書 表 7.2.3 による　　・ ボルトの形状及び寸法 ねじの呼び　・図示による　　・ ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等 ・図示による　　・ 母屋又は胴縁の取付けに使用するボルトの孔径 ※ねじの呼び径+1.0㎜　　・

6　アンカーボルト

(建標 7.2.4) (建標 7.3.2)	種類 ・構造用アンカーボルト ・ABR400　　・ABR490　　・図示による ・建方用アンカーボルト ・SS400　　・　　・ アンカーボルト及びナットのねじの公差域クラス及び仕上げの程度 ※標準仕様書 表 7.2.3 による　　・ ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等 ・図示による　　・

7　溶接材料

(建標 7.2.5)	溶接材料 ※標準仕様書 7.2.5(1)、(2)による ・図示による　　・

8　ターンバックル

9　床構造用のデッキプレート

(建標 7.2.7)
(建標 7.7.8)

・構造図による

材質、形状及び寸法

	適用箇所	材質・形状・寸法	備考
・デッキプレート単独の構法			
・デッキプレートとコンクリートとの合成スラブとする構法	スラブ		

鉄骨部材への溶接方法

・図示による　　・

10　スタッド

(建標 7.2.8)

種類等

呼び名	呼び長さ(㎜)	適用箇所
・19	80	小梁

11　柱底均しモルタル

(建標 7.2.9) (表 7.2.5)	調合等 ・標準仕様書 7.2.9(1)によるモルタル ・無収縮モルタル　　無収縮モルタルの材料、調合等 ※標準仕様書 7.2.9(2)による

12　鉄骨の仮組

13　溶接作業を行う技能資格者

14　溶接接合

(建標 7.6.4) (建標 7.6.7)	開先の形状 ・図示による　　・ 銅製エンドタブを切断する箇所及び切断範囲 ・図示による　　・ 切断面の仕上げ ※標準仕様書 7.6.7(1)(カ)(b)②による　　・ 低応力高サイクル疲労を受ける部位 ・図示による　　・ スカラップの形状 ・図示による　　・

15　溶接部の試験

(建標 7.6.12)	溶接部の外観試験 平成 12 年建設省告示第 1464 号第二号に関する試験 試験の方法等 ・「突合せ継手の食い違い仕口のずれの検査・補強マニュアル(鉄骨製作管理技術者登録機構)」3.5.2 受け入れ検査による。 ※抜き取り検査②　　・抜き取り検査① JASS6 付則 6 の付表 3「溶接」に関する試験 試験の方法等 ・JASS6 10.4[受入検査] e. 溶接部の外観検査(1)～(5)による。 ただし、完全溶込み溶接部の外観検査の抜取箇所は、超音波探傷試験の試験箇所と同一とする。 ・ 完全溶込み部の超音波深傷試験 ・適用する　　・適用しない 工場溶接の場合 AOQL　　※レベルⅡ　　・レベルⅠ

節	・全て　　・	
検査水準	※第 6 水準	

16　錆止め塗装

(建標 7.8.2) (建標 7.8.4) (表 18.3.1)	塗料の範囲 耐火被覆材の接着する面の塗装範囲 ・図示による　　・ 耐火被覆材の接着する面以外の塗装範囲 ※標準仕様書 7.8.2(1)による ・図示による　　・ 下記以外の塗料の種類は、19 章による ・鉄骨鉄筋コンクリート造の鋼製スリーブで鉄骨に溶接されたものの内側の錆止め塗料の種別 ※As 種　　・Bs 種 ・耐火被覆が接着する面の塗料の種別 ・

17　耐火被覆

18　アンカーボルトの設置等

(建標 7.10.3) (表 7.10.1～2)	構造用アンカーボルトの形状及び寸法 ・図示による　　・ 構造用アンカーボルトの保持及び埋込み

	※適切な鋼製アンカーフレーム等を設置して固定する方法 ・図示による　　・ 建方用アンカーボルトの保持及び埋込み方法 種別　　・A 種　　・B 種 柱底均しモルタルの厚さ及び工法の種別 厚さ　　・　50㎜ 種別　　※A 種　　・

19　軽量形鋼構造

９　コンクリートブロック・ＡＬＣパネル・押出成形セメント板工事

１０　防水工事

1　アスファルト防水
2　改質アスファルトシート防水
3　合成高分子系ルーフィングシート防水
4　塗膜防水
5　ケイ酸質系塗布防水

(建標 9.6.4)	防水層の下地 ※コンクリート打放し仕上げ(標準仕様書 表 6.2.4 のＢ種) ・ 下地処理 コンクリートの打継箇所の処理 ※標準仕様書 9.6.4(2)(ｱ)による　　・ 標準仕様書 9.6.4(2)(ｲ)及び(ｳ)以外の下地処理 ・図示による　　・

6　シーリング

(建標 9.7.2)	材料 種類及び加工箇所 ※下記表以外は、標準仕様書 表 9.7.1 による ただし、外壁タイル接着剤張り目地の場合シーリングは 12 章 に、カーテンウォール目地の場合のシーリングは 18 章 による。 施工箇所 ｜ シーリング材の種類(記号) 図示 ｜ ・ＭＳ－２ 仕上げを行わない施工箇所(　　) シーリング材の目地寸法 ※標準仕様書 9.7.3(1)による　　・ 接着性試験 ※簡易接着性試験　　・引張接着性試験　　・

１１　石工事

１２　タイル工事

１３　木工事

１４　屋根及びとい工事

1　長尺金属板葺
2　折板葺
3　粘土瓦葺
4　とい

(建標 13.5.2～3) (表 13.5.1～3)	材料 といその他 材種等 ・配管用鋼管 ・硬質ポリ塩化ビニル管

・硬質ポリ塩化ビニル雨どい
・表面処理鋼板(・図示　　(・種類　　))
・ステンレス鋼板
・

とい受金物
とい受金物の材種、形状、取付間隔
※標準仕様書 表13.5.2による　・
・多雪地域の場合の軒どいの取付間隔0.5m以下
足金物の材種、形状、取付間隔
※標準仕様書 表13.5.2による　・

防露材のホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆　・

工法
・鋼管製といの場合の防露巻の工法
※標準仕様書 表13.5.4による　・

5　ルーフドレン

(建標13.5.2)

JCW 301によるルーフドレンの種類及び呼び

種類		呼び	施工箇所
・ろく屋根用たて形Ⅰ型	ねじ込み式	・75	図示
・ろく屋根用横形Ⅰ型	ねじ込み式	・	
・バルコニー中継用	・ねじ込み式 ・差し込み式	・	
・バルコニー用	・ねじ込み式 ・差し込み式	・	

１５　金属工事

1　アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理
2　鉄鋼の亜鉛めっき

(建標14.2.2)
(表14.2.2)

鉄鋼の亜鉛めっき

表面処理方法	種別	施工箇所(手すり、タラップ以外)
溶融亜鉛めっき	・A種	図示
	・B種	
	・C種	
電気亜鉛めっき	・D種	
	・E種	
	・F種	

3　軽量鉄骨天井下地
4　軽量鉄骨壁下地
5　金属成形板張り
6　アルミニウム製笠木

１６　左官工事

１７　建具工事

１８　カーテンウォール工事

１９　塗装工事

２０　内装工事

２１　ユニット及びその他の工事

1　フリーアクセスフロア
2　可動間仕切
3　移動間仕切
4　トイレブース
5　手すり

(建標 20.2.6)	材料の種類　・図示 仕上げ　・図示

6　階段滑り止め

(建標 20.2.7)	材料等

材種	形状	寸法(mm)	取付工法
・ステンレス材(SUS304) ・黄銅製押出型材 ・アルミニウム製押出型材	・ひも材 ・タイヤ型	・40 ・	※接着工法 ・埋込み工法

7　黒板及びホワイトボード
8　鏡
9　表示
10　タラップ
11　煙突用ライニング
12　ブラインド
13　ロールスクリーン
14　カーテン
15　カーテンレール
16　プレキャストコンクリート
17　間知石及びコンクリート間知ブロック積み
18　ブラインドボックス及びカーテンボックス
19　天井点検口
20　床点検口
21　耐震スリット
22　止水板
23　エキスパンションジョイント金物
24　くつふきマット
25　流し台ユニット
26　旗竿
27　旗竿受金物
28　車止め支柱
29　フェンス

	フェンスの種類　・ビニル被覆エキスパンドフェンス ・樹脂塗装メッシュフェンス ・鋼管フェンス ・アルミフェンス 高さ　・図示による　・

30　鋼製書架及び物品棚
31　屋内掲示板
32　洗面カウンター
33　防煙垂れ壁
34　収納家具
35　屋外掲示板
36　敷地境界石標

２２　排水工事

1　屋外雨水排水

(建標 21.2.1～2) (表 21.2.1)	排水管用材料

材種	種類・記号	形状	呼び径	備考
・遠心力鉄筋コンクリート管	外圧管(１種)	・B 形管 ・	・図示　・	

・硬質ポリ塩化ビニル管	・VP		・図示　・	
	・VU		・図示　・	
	・RS-VU		・図示　・	
・硬質ポリ塩化ビニル管継手	・DV		・図示　・	
	・VU 継手		・図示　・	

基床の厚さ及び種類　・図示による　・
硬質ポリ塩化ビニル管の継手に用いる材料
　※接着剤　・ゴム輪
側塊の形状及び寸法　・図示による　・
排水桝の種類　・図示による　・
砂地業に用いる材料　・シルト　・山砂　・川砂　・砕砂
砂利地業に用いる材料　・再生クラッシャラン　・切込砂利　・切込砕石
・現場打ちの場合のコンクリート材料
　※普通コンクリート　・
　　設計基準強度　※18N/mm²　・
　　スランプ　※15cm 又は 18mm　・
・現場打ちの場合の鉄筋
　※SD295　・
凍上抑制層に用いる材料　・
　砂を用いる場合の粒度試験　・行う　・行わない

・標準仕様書 21.2.2(6)(オ)の排水桝を現場打ちとする場合の足掛け金物
　・幅 400mm、径 22mm のステンレス製
　・径 22mm の防錆処理を行った鋼製
　・径 19mm の成樹脂被覆加工を行ったもの

2　鋳鉄製ふた

3　グレーチング

(建標 21.2.1)

材料等

材質	形式	用途	適用荷重	メインバーピッチ	亜鉛めっき（付着量）	上面形状
・鋼製	・受枠付き、ボルト固定 ・	・溝ふた（横断用） ・溝ふた（側溝用） ・桝ふた用 ・U 字溝用	・歩行用	・細目	・ （　　）	・凹凸形 ・
			・T-2 用 ・T-6 用 ・T-14 用 ・T-25 用	・普通目 ・細目	・ （　　）	・平形 ・
・ステンレス製	・受枠付き、ボルト固定 ・	・溝ふた（横断用） ・溝ふた（側溝用） ・桝ふた用 ・U 字溝用	・歩行用	・図示 ・	―	・凹凸形 ・
			・T-2 用 ・T-6 用 ・T-14 用 ・T-20 用		―	・平形 ・

4　埋戻し土

5　街きょ、縁石、側溝

(建標 21.3.1～2)
(表 21.3.1)

材料

種類	形状、寸法
・街きょ、縁石	・図示による　・
・L 形側溝	・図示による　・
・U 形側溝	・図示による　・
・U 形側溝ふた	・図示による　・
・	・

砂地業に用いる材料　・シルト　・山砂　・川砂　・砕砂
砂利地業に用いる材料　・再生クラッシャラン　・切込砂利　・切込砕石

	砂利地業の厚さ　※100㎜　・図示による ・現場打ちの場合のコンクリート ※普通コンクリート　・ 設計基準強度　※18N/㎟　・ スランプ　※15㎝又は18㎝　・ ・現場打ちの場合の鉄筋 ※SD295　・ 凍上抑制層に用いる材料　・ 砂を用いる場合の粒度試験　・行う　・行わない

２３　舗装工事

１　路床

[2]　路盤

(建標22.1.3) (建標22.3.2～3) (建標22.3.5) (建標22.4.1) (建標22.5.1) (建標22.6.1) (建標22.7.1) (建標22.8.1) (表22.3.1)	路盤の厚さ　[・]図示による　・ 路盤材料 ※再生クラッシャラン　・クラッシャラン　・粒度調整砕石 ※再生粒度調整砕石　・クラッシャラン鉄鋼スラグ　・粒度調整鉄鋼スラグ ・水硬性粒度調整鉄鋼スラグ 試験 突固めによる土の締固め試験　・行う　[・]行わない 路盤締固め度の試験(現場密度)　・行う　[・]行わない

３　アスファルト舗装

４　コンクリート舗装

５　カラー舗装

[6]　透水性アスファルト舗装

(建標22.1.3) (建標22.7.2～3) (建標22.7.6)	舗装の構成　[・]図示による　・ 材料 アスファルト　※再生アスファルト　([・]60～80　・80～100) ・ストレートアスファルト 試験 開粒度アスファルト混合物等の抽出試験　・行う　[・]行わない 舗装の平たん性 ※著しい不陸がないもの　・

７　ブロック系舗装

８　砂利敷き

２４　植栽工事及び屋上緑化工事

２５　その他

[1]　他工事との取合い区分

図面に明示されていない場合は、下表による

分類	No.	項目	建築	電気	機械
外壁関係	1	外壁取付の給排気用ガラリ(接続フランジ付)	○		
	2	同上用ガラリチャンバー			○
	3	給気用ガラリ(フィルター共)	○		
	4	配管・換気扇等の取付用アルミパネル取付	○		
	5	同上アルミパネルの穴明け	○		
	6	外壁取付のウェザーカバー・ベンドキャップ取付			○
	7	同上コーキング処理			○
内装関係	1	軽量間仕切壁・天井下地の開口補強	○		
	2	補強を要するボードの開口	○		
	3	補強を要しないボードの開口		○	○
	4	不燃メラミン化粧板の開口	○		
	5	天井伏図の作成	○		

		設備関係	6	天井伏図の開口部記入	○	○	○
			7	開口部の墨出し	○	○	○
			8	天井・壁・床の点検口取付	○		
			9	衛生器具類取付用の壁及び軽鉄下地補強	○		
			10	配管用ライニング	○		
			11	天井機器(天井扇、ダウンライト、スピーカー等)取付用の下地補強	○		
			12	和風大便器及び掃兼口まわりのコーキング	○		
			13	置床設置前の墨出し(置床工法の場合)	○		
			1	システムキッチン・流し台・吊戸棚	○		
			2	シャワーユニット(搬入・据付共)	○		
			3	流し台・ガス台の水切り	○		
			4	流し台の水栓類・排水金物			○
			5	流し台・水切りの配管器具取付用の開口及び補強	○		
			6	給食室内排水溝及びグレーチング蓋	○		
			7	厨房排気フード(SUS 製)			○
			8	レンジフード本体			○
			9	洗面カウンター(開口及び補強)	○		
			10	衛生器具取付			○
			11	衛生器具(和風大便器を除く)周りのコーキング処理			○
			12	化粧鏡取付	○		
			13	手すり取付	○		
			14	紙巻器取付			○
			15	洗濯機パン、排水金具			○
			16	洗濯機パン用嵩上げ架台	○		
			17	機器取付用基礎(内部)	○		
			18	機器取付用基礎(外部)	○	○	○
			19	配管配線用の架台基礎		○	○
			20	機器取付用のアンカーボルト取付		○	○
			21	機器設置に伴うフェンス	○		
			22	危害防止装置用電源	○		
		屋外関係	1	ルーフドレン	○		
			2	雨水排水管(排水溝まで)	○		
			3	U字溝	○		
			4	屋外排水管(汚水・雑排水・雨水)			○
			5	屋外排水桝及び蓋			○
			6	舗装改修部分の排水桝蓋取替及びレベル調整			○
			7	屋外配管工事に伴うはつり工事・土工事・舗装工事		○	○
			8	足洗場	○		
			9	屋外仮設足場	○		

千葉開府９００年記念ロゴマーク等の掲示に関する特記仕様書

１　千葉開府９００年記念事業（以下、「記念事業」という。）とは、令和８年に千葉開府９００年を迎えるにあたり、「千葉開府９００年記念事業推進計画」の基本理念に基づき実施する事業のことをいう。

２　記念事業の実施内容は、受発注者間で協議のうえ決定することとするが、実施方針は以下のとおりとする。

（１）記念事業の実施内容は、工事看板へのロゴマーク・キャッチコピーの掲示を基本とし、ロゴマーク・キャッチコピーを公衆が見やすい場所へ掲示するものとする。

３　ロゴマーク・キャッチコピーの取り扱いについては、以下の各号のとおりとする。

（１）　掲示するロゴマーク・キャッチコピーは、下記に示すロゴマーク・キャッチコピーとする。

（２）　使用にあたっては、「千葉開府９００年記念ロゴマーク及びキャッチコピーデザインガイドライン」を順守すること。

（３）掲示するロゴマーク・キャッチコピーの表示色はカラーを基本とする。

（４）ロゴマーク・キャッチコピーの表示方法は、印刷した紙やシール等での貼付（見栄え、耐久性等の工夫をすること。）もできるものとする。

（５）記念事業の実施は、記念期間終了の令和９年３月３１日までとし、記念期間終了後は、原則、ロゴマーク・キャッチコピー等の掲示も終了とする。
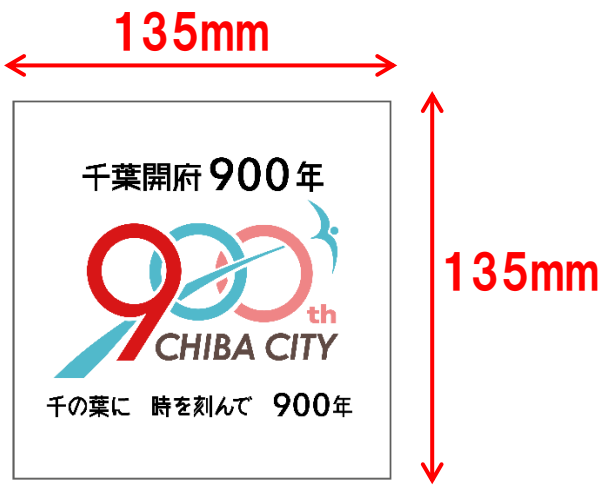
４　記念事業の実施に伴う経費は、共通仮設費に含まれるものとし、改めて経費計上はしない。